

平成25年度歩行者優先道路化検討業務委託 参考仕様書

1. 適用範囲

本参考仕様書は、周南市が発注する「平成25年度歩行者優先道路化検討業務委託」に適用するものとする。

2. 本業務の目的

平成25年3月に内閣府の認定を受けた本市中心市街地活性化基本計画では、「まちのストックを活かした、豊かな心を育む『公園都市（パークタウン）』の創造」という理念のもとまちづくりを推進するとしている。

「公園都市」は、「公園」のように居心地が良く、市民や来訪者の交流が生まれ、豊かな心が育まれる街であり、これを実現するため、平成23年度には「歩車共存のまちづくりワークショップ」開催、平成24年5月から6月にかけては、銀座通りの歩行者優先道路化実現へ向けた第1段階の社会実験の実施、平成24年10月からは、学識経験者や関係機関からなる検討委員会を設置し、銀座通りの歩行者優先道路化に向けた検討及び第2段階の社会実験実施に向けた検討を進めてきた。

本業務は、これらの実験結果及び検討を踏まえ、パークタウンの理念に沿った「歩行者優先道路」実現のために、効果的な社会実験の実施計画を作成することを目的とする。

3. 総 則

本参考仕様書に特段の定めがないものについては、山口県業務委託共通仕様書（平成24年度）及び周南市契約事務規則によるものとする。

4. 業務実施対象範囲

周南市銀座通り及びその周辺を含めたエリアとする。

5. 業務計画書

(1) 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成し監督職員に提出しなければならない。

(2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- ①業務概要 ②実施方針 ③業務工程 ④業務組織計画
- ⑤打合せ計画 ⑥成果品の内容、部数 ⑦使用する主な図書及び基準
- ⑧連絡体制（緊急時含む） ⑨照査計画書 ⑩その他

6. 打合せ等

業務を適性かつ円滑に実施するため管理技術者と監督職員は常に密接な連絡を取り業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

7. 資料の貸与及び返却

- (1) 監督職員は、関係資料を受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、貸与された関係資料等を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (3) 受託者は、守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

8. 成果品の提出

受託者は業務が完了したときは、設計図書に示す成果品（照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

- (1) 報告書（A4版・バインダー形式） 3部 CD-ROM 1枚
- (2) 社会実験実施計画書 1式 CD-ROM 1枚
- (3) 検討の中で作成した地図、計画図等の電子データ 1式
（CADのファイル形式はJWWとする）
- (4) その他委託者が必要と認めるもの 1式

9. 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

10. 業務内容

1) 計画準備

本業務の目的等を踏まえ、業務計画書を作成し業務実施内容や作業内容等を明らかにする。

2) 「歩行者優先道路化」社会実験実施計画の作成

平成24年度歩行者優先道路化検討業務における検討を踏まえ、来年度実施を予定している銀座通りにおける歩行者優先道路化社会実験（以下「社会実験」という）の実施計画を作成する。

①実施体制の検討、広報等の準備

平成24年度業務を踏まえ、社会実験を行う実施体制の検討や広報等の準備を行う。

②関係機関及び関係団体協議用資料作成

社会実験を行うにあたり、道路管理者、警察、沿道事業者等、関係者との協議に使用するための資料を作成する。

③関係機関協議及び関係団体との調整等

上記の関係機関及び関係団体との協議、調整等を行う。協議、調整については、概ね関係者との同意を得ることを目標とする。

④社会実験実施計画の作成

社会実験実施やその検証方法、また、準備から撤収までのスケジュール、実施項目等やその進め方等を盛り込んだ「社会実験実施計画」を作成する。

⑤社会実験実施関連図面の作成

上記の社会実験実施に必要な実施設計図面を作成する。図面は電子媒体で作成し修正や出力形式の変更等が可能なものとする。

⑥数量計算

作成した図面を基に、社会実験経費の積算が可能となるように各工種・材料ごとの数量を算出する。

数量算出基準は、平成 25 年度（4 月改定）土木工事数量算出要領（案）（国土交通省技術政策総合研究所）による。

⑦全体費用見積もり

社会実験の概算費用を積算する。費用には、本社会実験に係る全ての経費を見込むものとする。

3) 歩行者優先道路化検討委員会の設置、運営

社会実験の実施に向け、意見を聴取し、調整を図るため、学識経験者、商店街関係者、交通事業者、まちづくり関係者、その他関係機関から構成される歩行者優先道路化検討委員会の設置、運営、取りまとめを行う。

会議の開催は 3 回程度とし、会議を進めるにあたっては、委員兼アドバイザーとして、東京大学大学院 羽藤英二教授に参画してもらうこと。なお、委員の報償金、アドバイザーの旅費等については本業務に含む。

4) 社会実験実行委員会の設置、運営

社会実験実施期間中のイベント等、賑わい創出のための取組みについて、企画・検討・実施までを担う（仮称）社会実験実行委員会の設置、運営、取りまとめを行う。

（仮称）社会実験実行委員会は、まちづくり会社やまちづくりに関心のある市民、沿道商業者からなる前年度実施の準備会メンバーを主とし、その他については、受託者が企画し、調整を行うものとする。（会議開催の招集等についても受託者が行う。）

委員会の開催については、概ね 4 回程度とするが、地権者等の調整次第によっては、必要に応じて、委託者と協議の上、追加する場合がある。

5) 報告書作成

調査検討内容等を取りまとめ、報告書を作成する。

6) 打ち合わせ協議

業務実施に必要な打ち合わせ協議を実施する。協議回数は着手時、中間2回、成果品納品時の4回とする。また、着手時及び成果品納品時は管理技術者が出席するものとする。

1 1. 配置技術者資格

管理技術者及び照査技術者については、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はシビルコンサルティングマネージャー（都市計画及び地方計画部門）の資格保有者であること。

1 2. その他の事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、協議を行い、委託者の指示に従うものとする。